

定期予防接種の「接種依頼」・「償還払い制度」について

高度医療や里帰り等の理由がある場合、指定医療機関（乗り入れ市町含む）以外で定期予防接種する場合の制度です。

接種依頼 高度医療・里帰り等やむを得ない理由により指定医療機関（乗り入れ市町含む）以外での接種を希望される場合は、事前に「予防接種の接種依頼書の交付申請」をしていただき「接種依頼書」を依頼先の市区町村または指定医療機関に提出し、定期の予防接種として接種していただきます。

対象となる予防接種

ロタウイルス・BCG・B型肝炎・小児用肺炎球菌・五種混合・四種混合・ヒブ・IPV・MR・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・DT・HPV

接種前の手続きの流れ

- 1、予防接種の接種依頼書の交付申請の前に、接種を希望する市町村の予防接種担当部署に次の3点を確認してください。
 - ① 他市に住民登録がある場合でも、接種可能か。
 - ② 接種費用は有料か無料か。 → 無料の場合は、「接種依頼」のみになります。（償還払いなし）
 - ③ 接種依頼書の提出先は医療機関か市町村か。※接種を依頼する医療機関は、原則、当該市町村が指定している医療機関に限ります。
接種希望医療機関に、泉佐野市からの依頼を受け接種していただけるか確認してください。
- 2、予防接種の接種依頼書の交付申請時に下記①～③の書類を添えてこども家庭課へ提出してください。（郵送での申請の場合は下記①～④を提出してください。）
 - ① 接種依頼書交付申請書（ホームページからダウンロードできます）
 - ② 該当（今回接種）する予防接種の予診票（予防接種予診票つづりより切り取ってください。）
 - ③ 母子健康手帳の「出生証明書」のページ及び「予防接種の記録」のページ（全て）のコピー
 - ④（郵送でのやりとりの場合）郵送に必要な料金分の切手を貼り、送付先のご住所・お名前を記載した返信用封筒
- 3、後日、こども家庭課にて、他市町村または医療機関宛の「接種依頼書」を作成し、窓口でお渡し又は郵送します。「接種依頼書」の作成には1～2週間程度かかりますので、「接種依頼書」が届いてから医療機関に予約してください。



償還払い制度 「接種依頼書」により接種し費用負担のあった場合、規定の範囲内で接種費用を還付する制度です。後日振り込みになります。

償還払い（還付）金額

費用負担のあった接種費用のうち、泉佐野市の定めた金額の範囲内

償還払いの申請方法

予防接種をした後、下記の書類（①～④）を添えて、こども家庭課窓口にて手続きしてください。

- ① 「予防接種費用償還払い申請書兼請求書」
（こども家庭課窓口でお渡し・郵送・こども家庭課ホームページよりダウンロードができます）
 - ② 医療機関等の「領収書」及び「明細書」の原本（レシート不可）
（接種者氏名、接種年月日、接種したワクチンごとの領収金額、医療機関名等の確認できるもの。）
 - ③ 母子健康手帳（接種日、ロットNo.、接種医療機関名を確認します。）
 - ④ 申請する予防接種予診票の控え又はコピー（病院側より予診票の控えを受け取った場合のみ）
 - ⑤ 本人（保護者）の通帳等、振込先口座のわかるもの（払込先が本人・保護者以外は、委任状が必要）
- ※振込先が保護者の場合、申請者と振込先の口座名義は同一にしてください。申請者と振込先の口座名義が異なる場合は委任状が必要となります。

＜申請・お問い合わせ先＞ 泉佐野市こども家庭課
〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号
電話 072-463-1212（代） FAX 072-469-3363